平成２９年（フ）第１７７号
金沢市三馬３丁目21番地２
債務者　中島　和雄
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
金沢地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０号
北海道稚内市緑５丁目16―16、住民票上の住所北海道稚内市はまなす２丁目７番11号
債務者　盛田　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第１８９号
盛岡市上田字松屋敷11―11、住民票上の住所青森市旭町２丁目24番12号　ＰＬＡＺＡ館205号、前前住所宮城県多賀城市町前３丁目５番36―407号
債務者　佐々木直人
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１９６号
盛岡市手代森９地割70―１　未来の風せいわ病院、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区字大橋54番地　大橋住宅27号棟　６号
債務者　今野　康広
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９１号
群馬県館林市近藤町182番地の３、前住所群馬県太田市東別所町479番地８
債務者　米山　広孝
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３３号
新潟県上越市西本町１丁目４番15号　コーポやまざき１棟103号
債務者　衣笠　典昭
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１７１号
静岡県駿東郡長泉町中土狩344番地の１　レジデンス鏡201号
債務者　渡邉恵美子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
静岡県伊豆の国市長岡1157番地の１　長岡寮湯の家
債務者　島津　達子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
香川県高松市鶴市町877番地１　リーヴメゾン101
債務者　川西　繁子（旧姓中西・三木）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８０７号
福岡県大野城市栄町３丁目４番18号　クレセント３　105号
債務者　東　　晴美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８９２号
福岡市博多区相生町３丁目２番42―201号
債務者　末次真紀子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１００６号
福岡市東区香椎駅前３丁目17番21―101号
債務者　吹田　歩文
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０３１号
福岡市博多区三筑２丁目10番３―303号
債務者　常岡さやか（旧姓三枝松・緒方）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０４５号
福岡県春日市下白水北６丁目150番地　ハイツ白水Ａ207号
債務者　田代　千晶
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０４９号
福岡市西区内浜２丁目７番15号
債務者　平方　智英
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０５１号
福岡市東区和白３丁目12番25号
債務者　横井　　清
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部